

○内閣府令第五十七号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までの規定中「平成二十三年十月三十一日まで」を「平成二十四年三月三十一日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行する。

（調整規定）

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客がこの府令による改正後の貸金業法施行規則附則第二項に規定する震災特例対象者である場合においては、平成二十四年三月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。